

いただいた主な質問への回答

No	質問	回答
1	意見交換会説明資料P4にある、ウォーターPPPの導入範囲（設定例）について、例①～③は優先順位を示しているのか。また、現時点で有力な候補はあるか。	例①～③は優先順位を示しているものではありません。現時点では導入範囲は検討中です。
2	ウォーターPPPの対象施設について、「施設」に含まれるものは処理場とポンプ場の認識で良いか。	ご認識のとおりです。
3	意見交換会説明資料P6にある、地元企業の参画（事例）に記載の業務形態について、受注者がJVとなる場合、JVからの再委託は許容されるか。	JVからの再委託について、法令上は特段の制約がないものと認識しています。
4	今後、汚水整備の事業量が縮小し、雨水整備を積極的に進めるとの説明があったが、雨水整備というと口径の大きな幹線を大手企業に発注する工事のイメージがある。地元企業が受注するような面整備の工事の発注が増えるということか。	ご認識のとおりです。

No	質問	回答
5	ウォーターPPPの対象となる工事は、下水道建設課が発注している新規の工事ではなく、下水道河川管理課が発注している既設管の改築や管路更生という認識で良いか。 また、対象範囲を一部に限定するということは、既設管の改築工事の全部がウォーターPPPの対象となるのではなく、ウォーターPPPの対象範囲外の工事は、従来どおり市からの発注という認識で良いか。	ご認識のとおりです。
6	ウォーターPPP事業に地元企業の応募がなかった場合は、大手企業に参画を促すための声掛けを実施するのか。	地元企業や大手企業に関わらず、HP等で公表する資料を元に各企業で参画のご判断を頂くことを想定しています。 また、地元企業を含む各企業に魅力的に感じていただける事業となるよう、検討を進めます。
7	ウォーターPPPの範囲と国費の対象の関係性について教えてほしい。	ウォーターPPPの導入を決定済みであることが令和9年度以降の污水管の改築に係る国費支援の要件とされましたら、国費支援の対象範囲は、ウォーターPPPの対象範囲に限定されるものではなく、市内全域となります。
8	意見交換会説明資料P6にある柏市方式だと、構成企業A,Bが大手ゼネコンと大手メーカーであれば、それとつながりがありません会社は参画しづらくなると思われる。SPCやJVに地元企業が参画するにはどうすれば良いのか。	他自治体では、地域連携プラットフォームの活用や企業様同士の交流の機会を設けている事例があるため、他自治体の事例等を踏まえながら、今後、地元企業の参画手法について検討します。
9	国費支援額の昨年度実績額はいくらだったのか。	交付要件化の対象となる污水管の改築に係る国費支援額の令和5年度実績は、およそ1億円です。

いただいた主な意見と市の見解

No	意見	市の見解
1	まずは対象範囲を一部の区域に限定することが望ましい。	
2	更新実施型とするのが望ましい。	いただいた意見を参考とし、検討を進めてまいります。
3	地元業者に優先配慮し、メリットがあるようにしてほしい。	
4	説明会に参加できなかった業者へ、その資料をメール等で情報開示してほしい。	今回の意見交換会と同様に、皆様に資料を送付いたします。
5	公募要件の詳細、要求水準、地元企業の参画方法、緊急時の対応等、具体的な内容が確定次第、情報を提供してほしい。	
6	コンソーシアムを結成するにあたっても相当な準備期間を要することから、ウォーターPPPの方向性、特にSPCやJV等のスキームに関する決定事項について、段階的な説明や意見聴取をしてほしい。	皆様への情報提供の手法について検討してまいります。
7	市との関りが強い一部の企業に情報が偏る可能性は否めないのではないか。	一部の企業に情報が偏ることの無いよう、説明会や現地の見学会等の実施について検討いたします。